

第8編 厚生 (米原町立隣保館の設置等に関する条例)

この条例は、公布の日から施行する。
 付 則 (昭和51年条例第17号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 付 則 (昭和52年条例第28号)
 この条例は、公布の日から施行する。

D [米原町②] 三四五〇

3450

第8編 厚生 (米原町立隣保館の設置等に関する条例)

〇米原町立隣保館の設置等に関する条例

(昭和46年11月4日
条例第20号)

改正 昭和48年3月13日条例第5号 昭和48年12月20日条例第38号
 昭和51年8月30日条例第17号 昭和52年10月6日条例第28号

(設置)

第1条 同種対策地域総合センターとして、基本的人権尊重の精神にのっとり、同和地区およびその近隣地域住民に対して、同和問題解決のための各種対策を総合的に推進し、もって地域住民の社会的、経済的、文化的水準の改善向上と差別意識の解消を図り、同和問題の速やかな解決に資するため本町に隣保館を設置する。

(名称および位置)

第2条 隣保館の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
米原町立三吉会館	米原町大字三吉字北原1,101番地
米原町立上多良文化センター	米原町大字朝妻字裏塚38番地1

(隣保館の職員)

第3条 隣保館に、館長、事務職員その他必要な職員を置く。

(運営審議会)

第4条 隣保館に関する重要事項について調査審議するため、米原町立隣保館等運営審議会を置く。

2 運営審議会に関し、必要な事項は別に定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和48年条例第5号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則 (昭和48年条例第38号)

D [米原町②] 三四四九

3449